

境町立境第一中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、以下の基本理念のもと、いじめの防止等のための対策を講じる。

ア 全ての生徒がいじめを行わない。

イ 全ての生徒がいじめを認識しながらこれを放置しない。

ウ 全ての生徒がいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解する。

(3) いじめの禁止

全ての生徒が法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守徹底を図る。

(4) 教職員が認識すべき事項

全職員が以下を認識し、いじめの防止等に取り組む。

ア いじめはどの生徒にも起こりうる、また、いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、日頃から生徒の行動を把握する。

イ いじめの具体例を朝や帰りの会等で話をする。これにより、生徒と教職員がいじめについて常に意識する機会とする。

ウ 生徒が主体的に参加できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、いじめの未然防止に資する。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われることを踏まえ、ささいな兆候でも、いじめではないかと疑いつつ積極的に認知する。これにより、早期発見に努める。

オ いじめの報告を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導する。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図る。

ア 未然防止への取組

イ 早期発見への取組

ウ 早期解消への取組

エ 関係機関との連携

オ 教職員研修の充実

2 「境第一中学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 目的

いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期解消等）に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 構成メンバー

法第22条の規定に基づき、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当（3名）、養護教諭、その他校長が必要と認める者とする。校長が会議を総理し、会議を代表する。

(3) 臨時構成員

上記の構成員のほか、校長が認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(4) 所掌事務

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

オ いじめの相談窓口として相談を受けること。

カ 教職員研修の企画、立案に関すること。

キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議の招集

会議は校長が招集する。月1回を定例会とし、いじめに係る情報を察知した場合は、臨時会を招集する。

(6) その他

会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

以下の教育活動を充実し、生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

ア 授業、学級活動

生徒の「いじめに向かわない態度、能力」を育成するため、授業、学級活動において、自己指導能力とコミュニケーション能力を育てる。

(ア) 授業では、「学び合い」活動を通して、仲間のつぶやきや言葉に耳を澄まし、深く思考し合えるような関係を構築する。そこに重点をおくことで、生徒の自己有用感や共感的理解の能力を育む。

(イ) 学級活動での話し合い活動や体験活動等を充実させることで、コミュニケーション能力を高め、生徒同士の絆や社会性を育む。

(ウ) 生徒同士が互いの違いを認め合うことができる「居心地のよい」学級経営を行い、生徒が安心して何でも話し合える学級をつくる。

(エ) 道徳では、いじめに正面から向き合い、考え、議論することを通し、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

(オ) いじめ問題や性的マイノリティに対する理解を深める道徳授業を全学年で実施する。

(カ) 学級活動にて、SOSの出し方のトレーニングやアサーショントレーニングを全学年で実施する。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動

生徒会活動、学校行事、部活動の中に、以下の活動を取り入れることで、生徒の「いじめに向かわない態度、能力」を育成する。

- (ア) 生徒会活動や委員会活動において、公平公正に判断したり、他者の意見を認めながら活動したりする体験を充実する。
- (イ) 部活動において、目標に向け努力したり、仲間と協力したりする経験を通して、忍耐力や達成感を養う。

ウ 教育相談と個別面談

以下により、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、何か問題があった場合にはチームで対応する。

- (ア) 日頃から担任や教職員が、休み時間等を通して、生徒と気軽に話せる関係を構築する。
- (イ) 個別面談を学期に最低1回は実施し、いじめの被害を受けていないかどうかを確認する。その際、他にも悩みがないかなどを確認する。
- (ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば、生徒の訴えを真摯に傾聴する。
- (エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行い、チームで対応する。
- (オ) 教職員はできるだけ生徒から直接、情報収集に努めるが、それでも見つけることが困難であったり、情報収集ができなかったりした場合は、町で実施している「Q-Uテスト」からいじめの未然防止・早期発見に努める。

エ 人権尊重の視点に立った情報モラル教育の推進

- (ア) インターネットの利点や課題を認識させ、他者を傷つけないネットワークの活用を図る。
- (イ) メールやSNSなどの機能を有効活用するための情報モラル教室などを実施する。
- (ウ) 保護者会等において、本校の現状を周知し、家庭における情報モラル教育を推進する。

オ 教育活動全体を通して

以下のような、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。もし、いじめが疑われる場合は、速やかに個別に声かけをしたり、個別面談をしたりして状況を把握するとともに、家庭訪問して保護者と連携を図りながらその解決に向け努力していく。

- (ア) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
- (イ) 朝の会等で、いつもより元気がない。
- (ウ) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の生徒とあまり話さない。
- (エ) 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- (オ) 親しかった友達との付き合いがなくなる。

カ 各種集会の開催

集 会 名	対象学年	備 考
メディア教育講演会（2回）	全 学 年	県メディア教育指導員連絡会 NTT Docomo+境警察署
非行防止教室	全 学 年	境警察署生活安全課
性教育講演会	第1学年	
薬物乱用防止教室	第2学年	
いのちの授業	第1学年	
人権教育講演会	全 学 年	

(2) 早期発見

教職員は、以下の手立てにより、早期発見に努める。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月1回行い、いじめの早期発見に努める。

イ 「心の健康観察」を活用し、適宜声かけを行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 「Q-Uテスト」の実施

「Q-Uテスト」を年に2回行い、いじめの早期発見に努める。学校生活等において不安を抱える生徒については、担任や教職員がチームで対応していく。

エ 保護者との連携

日頃から保護者との連絡・連携を密にすることによって、保護者から学校へ気軽に相談できる関係づくりに努める。

オ 相談窓口の周知

(ア) 校内オンライン相談窓口「通称：何でも相談フォーム」を設置する。

(イ) 生徒や保護者に学校以外の相談窓口として、町教育支援センター（フレンドスクール）やいじめ・体罰解消サポートセンター等を周知し、それらの機関との連携を強化する。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、速やかに被害者の保護者に状況を説明し、家庭での見守りを依頼する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺生徒に対する聴取やアンケート調査により、徹底した実態把握を行う。状況に応じて専門機関と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を町教育委員会へ報告する。

ウ 加害者への対応

加害生徒に対して、いじめをやめさせ、さらに繰り返さないよう、「ダメなものはダメ」といった毅然とした姿勢で指導する。その際、加害生徒に寄り添い、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、加害生徒の保護者に状況を説明し、被害生徒及び保護者への対応について助言を行う。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、当該情報を削除する指導を行う。また、必要に応じて、掲示板等の管理者やプロバイダに削除依頼を行う。掲示板等に生徒を中傷する書き込みがされた場合は、URLを控えるとともに、問題の書き込み内容をプリントアウトする等して内容を保全する。

4 関係機関等との連携

以下により、関係者・関係機関と情報交換を行い、協力体制を構築する。

(1) 保護者

さまざまな機会を利用して、保護者に学校のいじめ防止等の対策を説明し、協力・連携体制を構築する。いじめが起こった場合は、学校が関係保護者（被害者、加害者保護者）に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて周知を図る。

(2) 地域

日頃から民生委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合い、学校外の児童・生徒の状況を把握したり、いじめが起こった場合に協力を要請したりする。

(3) 関係機関

学校だけでの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに境町教育委員会に相談し、必要に応じて警察、児童相談所、法務局等の関係機関の支援を要請する。特に、生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

教職員の共通理解と指導力の向上を図るために校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめ対応の実践力向上を図る。特に教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

(4) 法令等に関する研修

「いじめ対策推進法」、「いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣）」「茨城県いじめの根絶を目指す条例（茨城県）」「いじめ防止基本方針（校内）」「生徒指導提要（改訂版）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に関する研修を行い、教職員のいじめに対する知識の習得と理解及び指導力の向上を図る。

6 重大事態への対処

いじめ防止推進法第28条に基づき、いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには、生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生したことを町教育委員会に報告する。また、重大事態調査を始める前に、関係生徒・保護者に対して調査の実施に向けた説明を行う。

(2) 実態把握

町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査をする。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 関係機関・外部者への連絡・対応

ア 関係機関への連絡は、校長もしくは教頭が行う。

イ 事故の内容・程度・状況等に応じ、部外者より情報提供を求められる場合も生じるが、「窓口」は、原則として教頭が当たる。

ウ いかなる場合についても、部外者との接触については、十分に注意し、校長もしくは教頭の指示を得る。

(6) 調査結果報告

調査結果について、町教育委員会に報告するとともに、関係生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

(7) 町長への報告

上記調査結果については、町教育委員会を通じて、町長に報告する。

(8) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることのできるための支援や適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発防止に努める。

(9) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(10) 調査関係資料の保存について

アンケートや教育相談、面談の記録、聴取等の結果をまとめた文書等及び調査報告書の保存期間は5年とする。なお、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

7 学校評価における留意事項

学校評価項目に以下の評価規準を加え、PDCA 検証サイクルを活用しながら、いじめ 問題対策の総合的な改善を図る。（以下の評価規準に関しては、生徒・保護者・関係機関・教職員の実態に応じて、その都度、検討・改善していくこととする。）

(1) 未然防止の評価規準

ア 生徒の自己指導能力や自己肯定感・自己有用感を高めることができた。

イ 生徒の規範意識を高めることができた。

ウ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。

エ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

ア いじめの早期発見に努めることができた。

イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。

ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ インターネットを通じて行われるいじめの対応や対処の仕方を理解できた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

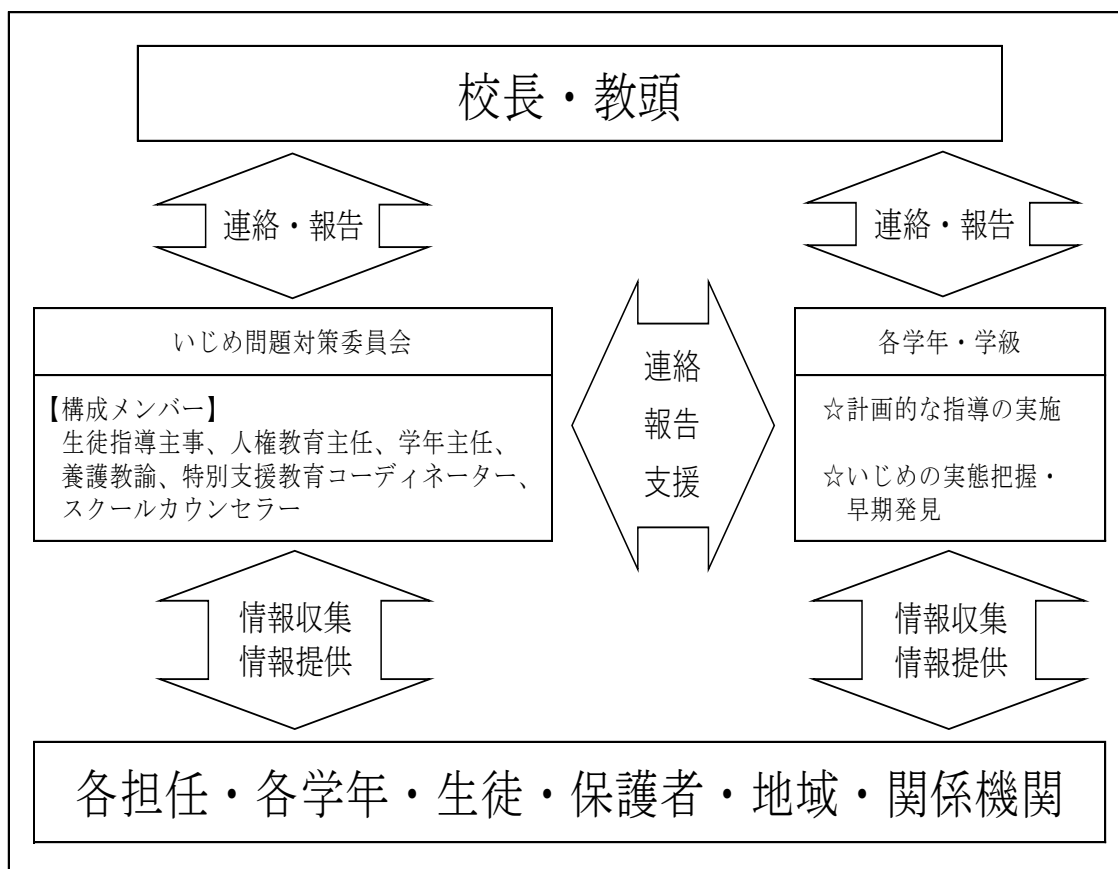
- ア 警察、児童相談所、法務局等の関係機関との連携が必要な場合、その事案について相談できた。
- イ 学校以外で起きたいじめについて、適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

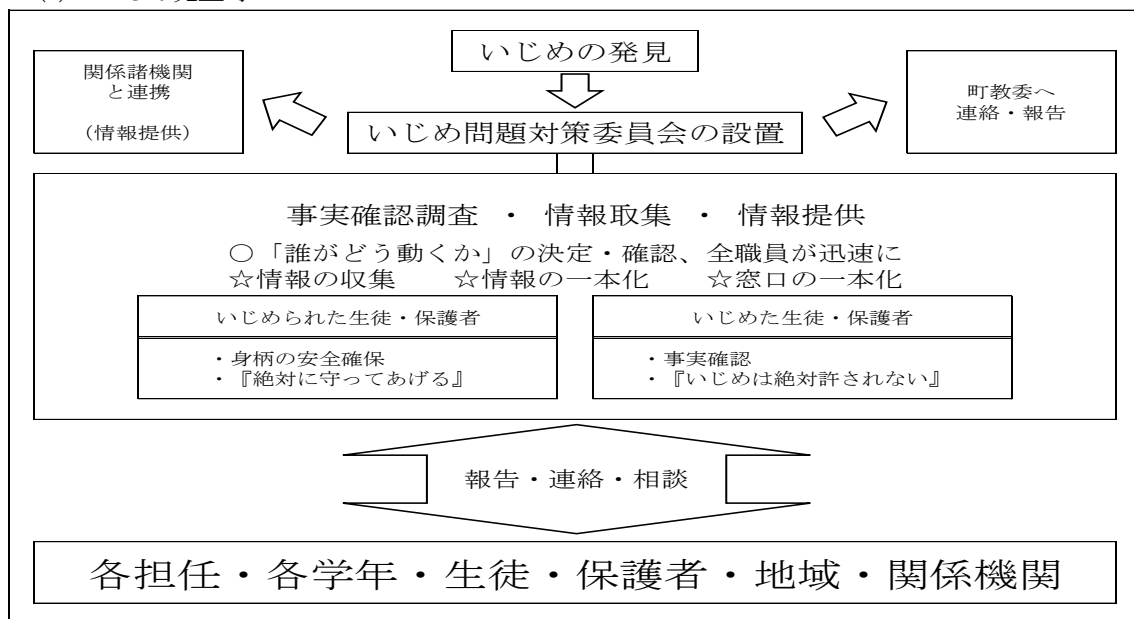
- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめ対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行い、理解することができた。

8 いじめ防止体制

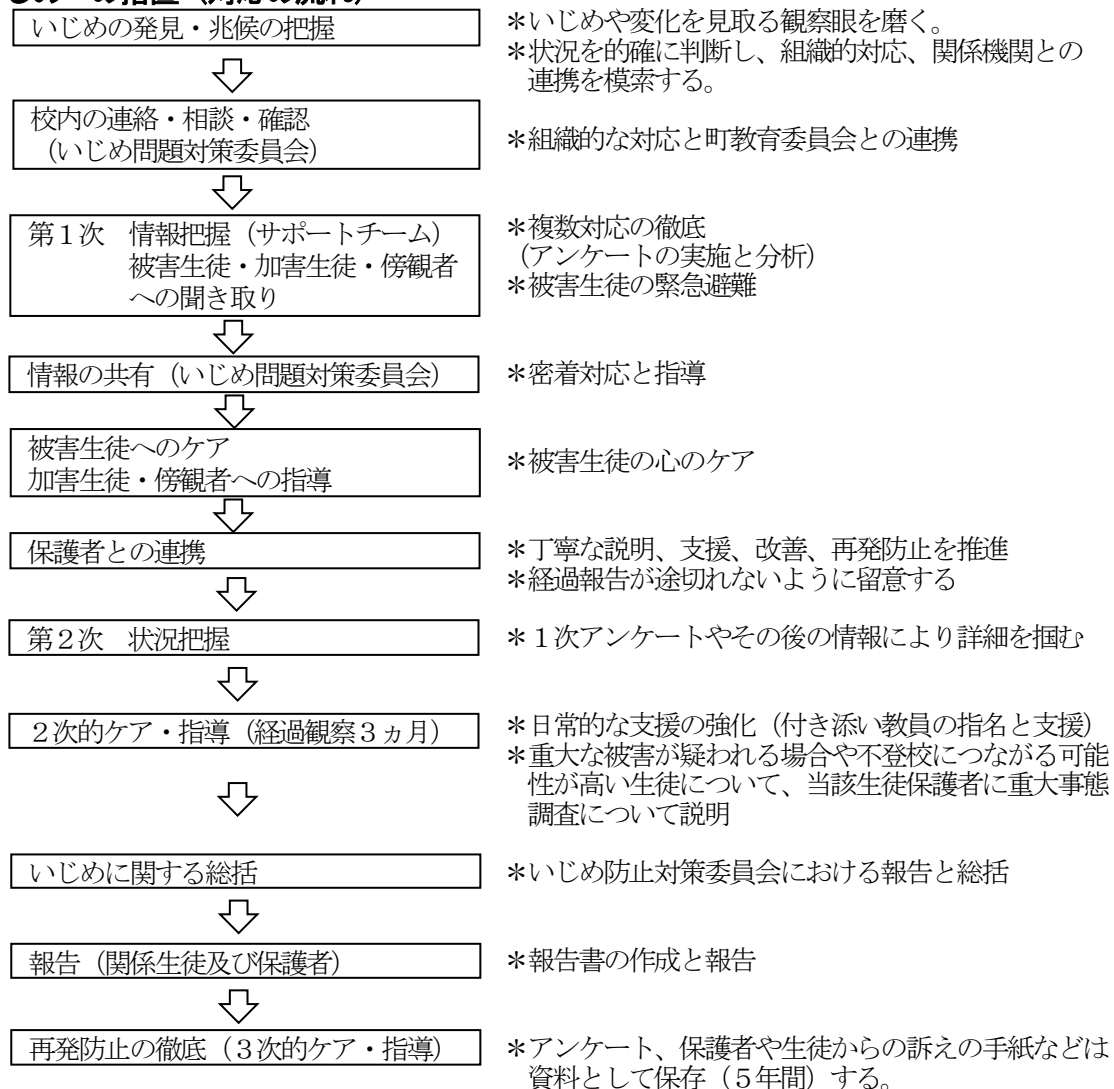
- (1) 平常時・・・いじめ発生の場合の連絡は、以下の手順により行う。



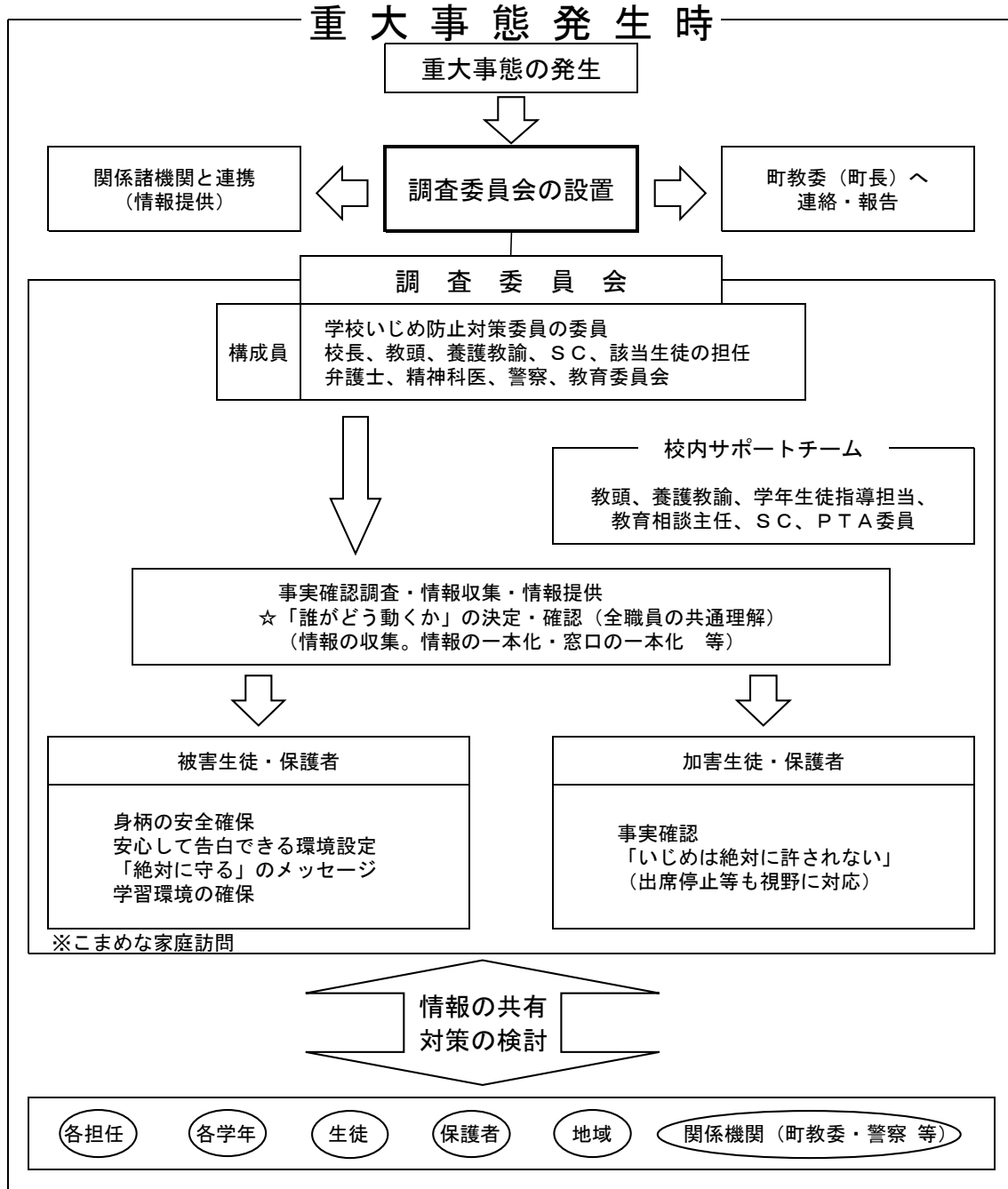
(2) いじめ発生時



いじめへの措置 (対応の流れ)



(3) いじめ重大事態発生時



※ 報道等との対応は教育委員会と連携して行う。

※ 事後観察・支援の継続（日常観察・SCや心の教室相談員、関係機関等との連携）

(4) 関係機関・外部者への連絡・対応

ア 関係機関への連絡は、校長もしくは教頭が行う。

イ 事故の内容・程度・状況等に応じ、部外者より情報提供を求められる場合も生じるが、「窓口」は、原則として教頭が当たる。

ウ いかなる場合についても、部外者との接触については、十分に注意し、校長もしくは教頭の指示を得る。

重大事態調査の措置（対応の流れ）

◎重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときを指す。

